

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

令和4年12月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考	
			分析結果		保証票の検査	その他の検査		
			項目	指摘事項				
消石灰	秩父石灰工業株式会社	顆粒消石灰	A 1					
		アグリ72	A 1					

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

T N—窒素全量、T P—りん酸全量、T K—カリ全量、A 1—アルカリ分、C d—カドミウム